

講義名	オ)都市・地域計画			
担当教員	植松 宏之			
開講期・曜日・時限	前期 水曜日 2時限	授業形態	講義	
履修開始年次	2年生	単位数	2	備考

主題と概要

都市が秩序ある公共空間として利用され、整備されるための一定のルール（法体系）について、すなわち「都市計画法」の基本的考え方について解説する。同時に、日本が抱える少子高齢化、都心への一極集中などの社会課題を学び、都市が持続するために必要な都市施策について学ぶ。授業の進め方として、国内外のまちづくりの事例紹介を取り入れて、地域まちづくりへの関心と興味をもってもらう。まちづくりの仕事の領域は幅広いこともあり、学生が社会に出た時、どのような仕事（職種）があるのか具体的にイメージできるように解説する。

到達目標

- ・秩序ある都市を形成するためには、法体系による規制があることを学ぶことができる。
- ・都市・地域計画の仕組みを理解するとともに、計画手法としての『都市マスタープラン』の考え方を学ぶことができる。
- ・都市計画における3つの基本要素（土地利用、都市、交通施設、都市開発事業）を学ぶことができる。
- ・「災害に強いまちづくり」「歩いて楽しいまちづくり」等の具体的な事例を習得し、まちづくりへの実践的な理解を深めることができる。

提出課題

授業内容に関するレポート課題あり。実施方法（レポート提出/授業時間内における演習）はその都度指示する。

課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバック

次の授業の際に、全体的な講評や解説を行う。

評価の基準

試験（確認テスト、定期試験）を60点、平常点（レポートや演習）を40点として評価する。

履修にあたっての注意・助言他

「まちづくり」の全体像を把握するための基礎的な考え方やその事例を解説するので、課題演習に取り組みながらその内容をきちんと理解してもらいたい。そのため、授業への出席と質疑への参加を奨励する。

教科書					
.なし.					

プリント資料及び参考文献

講義時に資料を提供する
 参考書・参考資料等
 ・『都市計画』（山上光彦 著）森北出版
 ・『新・都市計画論』（加藤 晃・竹内伝史 編著）共立出版 2004
 ・『最新エリアマネジメント』（小林麗敬 編著）学芸出版社
 ・『令和時代に求められるエリアマネジメントの役割』（植松宏之 編著）バレードブックス 2020

授業計画

第1回：都市・地域計画総論 「まちづくり」とは何かを考え、先進的な「まち」の現状を学ぶ
 第2回：計画手法：都市マスタープラン（その1）「まちづくりの仕組み」
 第3回：計画手法：都市マスタープラン（その2）「市街地開発事業」
 第4回：交通施設計画：「まちづくりと交通計画」
 第5回：緑地・公園計画：「まちづくりと環境」
 第6回：地区計画：まちづくりと合意形成
 第7回：市街地整備・再開発（大都市）：『グランフロント大阪』『東京・大丸有地区』等の取り組み
 第8回：都市・地域計画(No.1~No.7) 確認テスト
 第9回：集約型都市構造とネットワーク：『コンパクトシティ（経済社会情勢の環境変化）』
 第10回：集約型都市構造とネットワーク：『コンパクトシティ（都市交通施策）』
 第11回：集約型都市構造とネットワーク：『コンパクトシティ（市街地整備施策）』
 第12回：エリアマネジメント：『大都市・地方都市での取り組み』
 第13回：最近の都市・地域計画のトピックス紹介（その1）『災害に強いまちづくり』
 第14回：最近の都市・地域計画のトピックス紹介（その2）『立地適正化計画』
 第15回：都市・地域計画(No.9~No.14) 確認テスト

授業形態（アクティブ・ラーニング）

ア：PBL（課題解決型学習）	イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）
ウ：ディスカッション、ディベート	エ：グループワーク
オ：プレゼンテーション	カ：実習、フィールドワーク
キ：その他（A-L型であるけども、以上の項目のいずれにも該当しない場合）	

準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

「都市・地域計画」は法律に従って実施されているものですが、実生活に関連するものであり、毎回の講義につき4時間程度授業で得た知識と自分の生活（暮らし）を照らし合わせて、理解を深めることを期待します。また、参考図書にある書籍やインターネットを利用して自分の街や訪れたい街の情報に触れてみることを推奨します。

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

経済学科共通のディプロマ・ポリシーは「人間、社会、自然に関するこれまでの学問的成果の基礎を身に付け、現代社会の諸問題を幅広い観点から考察し、課題を提案することができる。」です。この授業では、「都市地域計画」の法的な仕組みを理解し、現代社会におけるまちづくりの進め方や課題等について学習する。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用

- ・実務経験あり
- ・民間企業で都市開発業務（住宅開発、大規模ニュータウン建設、都市再生事業等）に関与してきた実績を活用して、具体的な事例を紹介しながら、学習しやすい工夫を実施します。

備考